久保季茲著述

祝詞略解

二

春日祭示 一丁
廣瀬大忌祭示 十下
倭國[illegible]御祭 [illegible]
龍田[illegible]祭示 [illegible]
平野祭示 [illegible]

特別
イ 4
3163
166(2)

貴
14
3163
166(2)

祝詞略解二之卷

久保季茲　編輯
吉岡徳明　校訂

奈良縣藏書

春日祭　考云神名式大和國添上郡春日ニ祭ル神四座と見ゆ鹿島に坐す武甕槌命香取に坐ス經津主命天兒屋命萬幡姫命ハ坐すと云へり祭ハ四時祭式に二月十一月上申日也この祭の始れるハ貞觀元年十一月九日ありとあるものに云へり實錄に其事見えざして同十八年一月丙申春日祭如レ常とあり儀式にも擧られしかば定かありかくて此祝詞ハかの貞觀の頃に作るなるべく文のさま今の京ゟても暫く後人の言にて古に違ふおともあり○史傳云春日社ハ神名式に大和國添上郡春日ニ祭ル神四座　並名神大月次新嘗と

ある是かり神宮雑例集に中臣氏神社と擧て鹿島神宮（常陸國鹿島郡）香取神宮（下總國香取郡）平岡大神（河内國河内郡）相殿姫神（此神者件三所明神々殿内相住給別無二宮殿一）元明天皇和銅二年己酉都在二奈良一之時奉二崇居一春日御社也とあり云々文趣を見るに公庭の御擧とは聞えぞ猶其証を云はゞ大鏡に鎌足大臣の生れ給へるは常陸國なれば彼所の鹿島といふ所に氏の御神を住しめ奉る其御代より今に至るまで新しき御門后大臣立給ふ折は奉幣使必ぞ立つ御門奈良におはしましゝ時かしこ遠しとて大和國三笠山はふり奉て春日明神と名けて奉りて今ま藤原氏神まて云々とあり（かしこ遠しを今本かしこまつりとあるは寫誤也今は屋代弘賢主の持たる古寫本に據て引たり）春日祭詞に大神等乃乞給云々といふ文は如何といふに此社を公より祭り給ふ事

と成しは此山に遷せる年よりも遙かに後の事ありしかば其頃は彼所遠しとて遷せる事をば裡にして神等の乞し玉へる故に移し給へりと云ふことを表に文りたりけむ故に大君は神にしませば大らかに其言の隨に此祝詞は書しめ給へりけむ云々春日と云ふ地名は彼山も元より鹿の多く住る山ありし故にそを愛しみ給ふ神を崇むる所にはふさはしとて此所に祝へるにて鹿住所の意や三笠山といふ名は鹿島の御笠山の名を愛ぶも移せる稱なるぉと疑なし春日社記其外の物に神護慶雲元年六月に鹿島大神御形を顯ハし白鹿に乘して三笠山に移り給へりとて其途の程の事など何くれと記せるハ凡て妄説なりその其事若實ならバ紀ぉ聊も記さぎハあるべか

らぜ云々○講義云注式また祝詞考ともに貞觀十八年二月丙申と見えたれとも三代實錄よ見えぜ云々○又云此社御祭の事廿二社注式よ或云文徳天皇仁壽三年始とあるハさるあるべし同書に又清和天皇貞觀元年十一月九日始とあるハ本説なから違へるに似さりさるハ三代實錄よ天安二年十一月三日庚申停二大原野春日等祭一とも丁卯停二大原野祭一とも見え又貞觀元年十一月九日庚申平野春日祭如レ常とあれバ既よ春日大原野兩社ともよ其祭ハありけるあり云々

天皇我大命爾坐世　詔辭解云坐ハ借字よて令レ隨の意ならむか令隨ハもと麻と云か即ち隨字の意よてそれより麻々とも麻遲麻爾とも麻迦世とも云ふなるべし偖大命に令レ隨とハ先づ万葉の歌よ天皇の御命長くとよめるハ天皇の大命ハ如何ある事よても背き難く其詔命の隨に長りて仕奉る由にてそは臣民の方より云ふ言なるを此大命に令レ隨ハそを天皇の御方より詔給ふ詞よてその大命の隨よ爲しめ給ふ由あり然れバ大命に任せと云ふと同意也○講義云平野祭詞久度古開祭詞よも見え續紀類聚國史文徳實錄三代實錄よ見えさるを遍く考ふるよ他例天皇我詔旨止某神乃廣前爾申賜倍止申久と云よ異ならぜ然れバ鈴屋翁説の如く天皇我大命爾令レ隨よて句を隔て廣前爾白久へ係れるなり云々天皇か天命のまゝよ某神の廣前よ申し給へと其御使の人々に仰給へるかそを取傳へて其神よ白す故に申賜倍止白久とはいへるなりされ

は此も天皇が大命に坐せバ宣命にてその御使に仰せ給ふ事にて廣前爾申久は其社に至て演る詞なれば也

恐支　考云恐きちふ言は伊勢の神宮の御事にもかゝる所には無し言體よく居侍らぎいかにぞや○講義云恐は俗に恐多しと云ふ義なり云々掛まくもより續くとは異りその神の御稜威畏き由にて言に掛る謂には非ぎ

鹿島爾坐健御賀豆智命　考云此健御雷神經津主神ハ皇祖神の詔を奉て下津國を知し平たまへる大なる功ある神なること古事記日本紀に見えて明かなれバ更にも云ハぎさて式に常陸國鹿島郡鹿島神社名神大月次新嘗とあり云々

香取坐伊波比主命　考云式に下總國香取郡香取神社名神大月次新嘗とあり是は經津主神を齋之大人と申せなり神代紀に天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號齋之大人此神今在乎東國檝取之地云々

枚岡坐天之子八根命　考云式に河内國河内郡平岡神社四坐と云ひ既に貞觀七年の紀にも出づれハ藤原氏の遠つ祖神にませば祭るべきなり○講義云神名式に河内國河内郡枚岡神社四坐並名神大月次相嘗新嘗と見えたる是なり並字本には脱せるを今名神祭式に因て補て引つ祭神は神社啓蒙に引る當社古記に天兒屋命葺不合尊大國主命天照大神若宮天押雲命也と記せれども依難し此祝詞の終なる細書に大原野枚岡等祝詞准此とありて並に此詞を用ひらるゝ趣なるをもて思ふに所祭春日に同くして唯天兒屋命と比賣神とを主と祭らるゝ事にて武甕槌神經津主神ハ客たること云ふも

更なり云々天兒屋命比賣神の本より鎭坐しつるは奈良朝より春日社を定められし後に春日と同しく鹿島香取の神を合せて四座とせられしものかるべし

比賣神　考云万幡姫命也と云り正しき書よは見えず○後釋云枚岡四座の内かり兒屋命の后神などよやおはすらむ然るを世より天照大神ぞ万幡姫命ぞなど申すハ正史を考へざる妄説也○史傳云三柱姫大神多紀理毗賣市寸島比賣多伎都比賣と聞えとり云々○今按に講義より兒屋命の后神にて天鈿女命かりとせれど定め難けれバ其説を引出ず猶考ふべきなり

廣前　考云廣ハ大と云より同し扨伊勢神宮の外ハ皆前とのみあり其中より平野よのみ廣前とあるハ前つ天皇を齋奉れる宮かれバさもあるべし春日にハ例なけれど藤原氏の盛かるより依れるもの也○後釋云廣前と云ふこと古くハ見えず古ハ大前と云るを今の京となりてハすべて廣前とのミ云へり○今按より平野を天皇を齋奉れりと云ハれたるハ非なりそハ平野祭の條に記ぜべし

大神等乃云々三笠山能下津磐根爾云々　今按より此等の事ハ題の下に史傳等を引て記せるを立返り見て知るべし

廣知立　考云廣と大とハ事によりて意通へど柱らに廣しといふ言かし神代紀より柱ハ太く万葉集に眞木柱太き心あど云ひつ○講義云古くは太知とも太知立とも太敷とも太敷立とも云るを今京と成ては此を廣と換たり

貢流神寶者　講義云神寶を調度の物を云ふ云々遷奉大神

宮祝詞に雜御裝束物五十四種神寶廿一種平儲備天とあるをもて其差別あることを知るべし此詞は神寶者云々御服波云々と分てるを以て考ふべし云々

御横刀云々　今按に刀を波迦斯と云ひ弓を登羅斯と云ふも劔は佩くもの弓は執る物なる故にてそは其用を即て体の名とせること古人の説の如し日本紀ふ御刀媛御刀万葉に御執之梓弓なとよめり此云二彌波迦志一と見え

御馬爾備奉　講義云儀式は神馬四疋走馬八疋牽二列神殿前一近衛少將馬寮頭前行云々次馬寮牽二神馬一廻レ社八度云々大臣以下赴二於馬場一令レ馳二御馬一と見え江次第は神馬走馬牽神殿前立云々馬寮使牽レ廻御馬一八廻云々次向二馬塲一馳レ馬と有此也さて竜田風神祭詞に楯戈御馬爾御鞍備氏とある例にて御馬爾御鞍備奉理ならむと先にい思へりしかども然には非りけりこの備奉理は上より云並たる御鏡御横刀御刀御梓御馬共は總て係て受たるまて其中は御馬の鞍も舍レ有ること言ふも更かりそと風神祭の右の續きに品々乃幣帛備氏とある備氏と此の備奉と事は一かれいなり云々

御調　記傳云美都岐と云ふ言は美は御。都岐は都具を体言に爲たるまて御レ供給かりされば俗言に人は物を看レ給と云ふ都具と同言にて都具は續くる意なれば御調と云ふ公は用ひ給ふ諸物を下より供給奉る意の名なり云々

○今按に記傳猶委しけれど省けり本書は就て見るべし

荷前　講義云稻の事あり云々大忌祭詞風神祭詞かとに御

酒者𪜈能閉高知𪜈能腹滿奴氏和稻荒稻爾云々とある如
く同文格なるを此詞にも御酒者云々と云て穎の事を云
へざれば平野祭詞久度古開祭詞ともに四方國能進禮流
御調能荷前平取並氏御酒波云々とあると證して荷前へ
他詞に初穗者穎爾毛汁爾毛とある穎の事なるが即ち和稻荒
稻にて此に云ふ荷前なるまとを察むべし

甕上高知　考云爰に上と書るへよし此を以て他をも知れ
神主爾云々　講義云此御祭に京より向ふ人を悉く云りと
聞ゆ但其中に一人別に神主と云ふ者ありこへ儀式に前
二日早旦神祇官人牽神主神琴師神部卜部向社とありて
當日の所に大臣以下及朝使氏人就座北面東上重行次神馬四疋
走馬八疋牽列神殿前近衛少將馬寮頭前行次神主著木綿

縵就祝詞座兩段再拜拍手四段とあるをもて見るに神祇
官人にて階卑き人なるか唯祝詞を申す料に依されつる
ものなりそへ誰ならむと深考るに祈年祭式に中臣進就
庭座讀祝詞と見え祝詞式の首にも凡祭社祝詞者御殿御
門等祭齋部氏祝詞以外諸祭中臣氏祝詞とあるをもて知
れたり神主爾某官位姓名平定氏とあれば此祝詞申す人
一人の如く聞ゆれども今日の神事に預る人等を悉く並
べ云ふことゝ見ゆ然れども爾の辭にてへ言足せぜ爾副
氏の意なるべし云々さて右の神主は神祇官より發遣す
る事なるが故に四時祭式に齋服料神祇官人一人云々神
主一人云々膳部八人卜部二人云々守神殿仕丁一人云々
と見えたるが總て參向の人々へ內藏式に春日祭使裝束

の下ゟ外記一人史生一人辨官史一人史生官掌各一人喚使二人寮五位助以上一人舎人一人仕丁一人近衛少將若中將一人近衛十二人馬寮五位助以上一人馬部一人御馬十二疋とあり

安幣帛乃足幣帛　考云安とも事故かきをいふ足ん闕落ること無きあり

皇大御神等乎　考云皇大御神と云ふん古事記より始て皇祖神等つゞきてん天皇を申し奉る例かり今此文にしかん云ふん今京と成て古言の例を違へらるゝ由あるか云々

今去前　講義云今ん當今。去前ん將來を云ふなり續紀宣命ゟ多く見えたり又今今と重云るも多かり

足御世云々　今按に講義ゟ足御世茂御世につきて委しき說ありて足ん皇威の遍く天下ゟ光宅す義茂ん動き無きと云せり其說いと長きがうへゟ中に少か信ひ難き事もあれば引出ぜ

預而奉仕流　考云預とん太政を預り申すよりして諸の司々皆然り仍て百官に係れり○講義云關白を云と見ゆ然らされば王等卿等ん天皇の子かり臣かり預といふ事叶もぜ然らば預而奉仕る人を何人とかせむ云々○今按ゟ遷奉大神宮の詞ゟ預供奉辨官云々とあり此ん先哲の說かけれど此處なると同ドきか異なるか若し同ドくん關白なりとん云ひ難きゟ似たり猶よく考へて後ゟ云べし

處々家々云々　考云處々ん官省寮司衙府京國職廳をみな云ひ家々は王卿百官の家々かり○講義云處々家々は京

中の事を云へり云々但處々家々にて其百官人の皆を云ふ事を能く聞かせたまは處々とは京中の坊々を云ひ家々とは其一構あるを云なり舍宅とは異なり○今按に考には國廳をも兼て說き講義には京中の事とせり何にても通ゆ

王等　講義云鈴屋大人の說の如く古に意富伎美と申すは天皇を始め奉りて皇子諸王までに通れる名なり然るに後に親王と云ふ号の出來ては親王を美古と申すに對へて諸王を意富伎美と云別つ事と成りたれどなほ親王諸王を合せて呼ふ時は美古多知といひ意富伎美多知とは云へりし也此も其にて親王諸王を總たるものなり○今按に繼詞令に凡皇兄弟皇子皆爲親王以外並爲諸王と見えたり

卿等　講義云麻幣都伎美と訓むべきなり天皇の御前に侍ひて事執り申に由なり大臣を於保伊麻宇知伎美と云るも麻幣都岐美より轉れるなりされば此の卿等も大臣以上の人等のみを云ならむと思ふに然らず朝廷の諸官人をもべいふにその主々しき方を抽出て其他を思はせさる簡古なる古文の法なり

伊加志夜久波叡乃云々　考云伊加志は既に出たり夜久波叡は彌木榮を略き轉して云ふ言なりいやが上に木の生榮るをばやしといふ又はえとのミも云ふ也遠江人木草の孫枝の生茂るをやでばえと云は即ちいやこばえなりさて王卿百司の人さちまでも彌榮に榮えしめ給ふと云ふ譬なり○今按に古事記仁德天皇御歌に宇知和多須夜賀波延那須とありて傳にこの祝詞また平野祭祝詞及び

考の説を擧け木を賀とも具とも通はし云るなるべし但し夜賀又夜具と云は彌木には非て別ょ一ッの言かるも知り難しとあり又講義ょは伊加志は五十檜夜久波叡は八桑枝ょて檜と桑とをもて譬たるかりとて考また記傳の説を非とせり熟思ょ八桑枝は然もあらむとおぼゆれど五十檜はいかゞあらむ今思ひ定めがたければ姑く其説を載せぞかは考ふべし

大原野枚岡等祝詞准之

考云大原野平岡の祭も此祝詞を用ゐて其所ょつけたる事のみ替るのみ枚岡は既に出たり大原野は山城國乙訓郡ょ在りさて春日ノ大神を此處に遷されしは仁明天皇嘉祥三年也とある物ょ書きつ文徳實錄ょ仁壽元年二月別制ニ大原野ノ祭儀ヲ准ニ梅宮ノ祭ニとあれば其前年嘉祥三年に遷されて今年始めて祭らるゝなるべし○四時祭式ょ春日祭の次ょ大原野神四座と擧て神名式には此社を擧ざるは後ょ落たるか云々○講義云二十二社注式ょ舊記曰仁壽元年二月二日乙卯依テ太皇大后ノ御祈ニ山城國葛野郡大原野ニ宮柱廣知春冬乃御祭加賜フと有はさもあるべし公事根源ょも此神社は后宮の參らせ給ひむ爲春日の本社遠きょ依て都近き所ょ遷奉らるとあり云々

○

廣瀬大忌祭　考云神名式に大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃賣命神社とあり文徳實錄ょも既ょ如此見ゆ且是を大忌神と申すこと古書皆均し是を大忌と申す事の意ハ猶考

ふべし○此文ゟ若宇加乃賣命と申して穀物を依し給ふ神あればそを荒き水に傷はせざらむ願事ゟ依て四月と七月に御使立らる其祭の始は崇神天皇の御代かるべしされど上代ゟは大裏ゟて祭りさまひて御使などいあらざりけむ仍て紀ゟは天武天皇四年四月よりぞ擧さりさて持統天皇紀ゟも毎年四月七日御使ありしが日は定無りしかくて令に常例の御祭と成てより後の紀には皆略きて記さぬ其いと後延喜神祇式ゟ四月四日と見ゆるも例を思ふゟ既ゟ令の時の定めならむ○史傳云此社ゟ帳考ゟ今在二廣瀬郡河合村一泊瀬川倉橋川此地ナリといへり○講義云古事記水垣宮段ゟ於二宇陀墨坂神一祭二赤色楯矛一又於二大坂神一祭二黒色楯矛一と見え崇神天皇、御紀ゟ九年春三月甲子朔戊寅天皇夢有二神人一誨之曰以二赤盾八枚赤矛八竿一祠二墨坂神一亦以二黒盾八枚黒矛八竿一祠二大坂神一四月甲午朔己酉依二夢之教一祭二墨坂神大坂神一とあるを合せて記傳ゟ大坂神ゝ式ゟ大和國葛下郡大坂山口神社とある是ゟて墨坂神も式ゟ同國宇陀郡宇陀水分神社とある社かるべし云々と云れたるゝ甚美き考にて此詞ゟ倭國六御縣云々四時祭式ゟ大忌祭一座以二御縣六座山口十四座一合祭とある如く山口神の此大忌神ゟ屬給ふ所以を考れば其主たる大忌神の此御世ゟ祭られ給へる御事を思ひ定むべきなり記に坂之御尾神及河瀬神とある坂御尾神ゝ御縣神河瀬神ゝ大忌神也と見ゆ何を以川瀬神ゝ大忌神ならむと云ゟ此社の立せ給ふ所を廣瀬川合と云るそれ即ち川瀬なりし地に

祀始たりとおぼゆれば云々紀に天皇夢有二神人一誨之とあるハ廣瀬龍田神の御諭言もありけむを記し漏されながら廣瀬神の御事ハ屬神たる大坂神を以て考得られ龍田神の御事ハ正しく其詞に遺れるものより○大忌神と申すハ物忌の義より此廣瀬に坐す若宇迦能賣命の亦名あるか少心得あるべし云々大忌神と申せ時ハ天宮ま て皇大御神ま御饌津神と仕奉始給へる御職の号かるもの なり豐受宮儀式帳ま天照大御神の我御饌津神と詔へるハ我御饌を主る神と申す意也云々大忌ハ大物忌と同し事かるか忌とハ上にも往々云る如く忌清め愼み敬ふ由より云々神名式なる出羽國飽海郡大物忌神社名神の大社説に稻倉魂神と傳へたるハ御名の同しき故に混れた

るかれと其祭神ハ此廣瀬と同しく若宇迦能賣神なることを徵すま足ていと貴きことなり○大同本記に雄畧天皇の御世天照大御神の御託宣ま云々とあるをもて事狀を知るへきなりこハ幽顯を兼て詔へる敕言まて三女神ハ幽より齊かせ給ひ丹波道主命の御子ハ顯ま其祭主たるか共に豐受大神を祭り給へる所以をもて物忌とハ云へり云々○崇神天皇九年四月畺坂神大坂神を始て祭らるゝ時より此廣瀬龍田兩社の御祭ハあり初つらむを其後ハ四月の月中まて何日といふ定めも無りし故ま後れなどもしつるか遂にハ止て過にし年かども有つる故にそれよりハ唯臨時に行ハるゝのミなりしを天武天皇四年ま再興なさせ給ひてそれより恒例の神事とハ定りけ

るものあるべし云々今義解に大忌祭謂二廣瀬龍田二祭一也
とありて大忌神風神二ゟして一なるものありそゝ義解
ゟ風神祭謂二廣瀬龍田二祭一也とありて大忌祭ゟ風神祭を
兼ね風神祭ゟ大忌祭を兼ねたるものなり○今按ゟ崇神
天皇の御世里長藤時といふ者に託宣ありて祭り奉れる
を天廳ゟ達し敕使を奉られし事など委しく此社の縁起
ゟ見えたり其文いと長く信け難きこと多ければ引出ぜ
又講義の説も猶信け難きことと無きにあらねど大方さる
ことにて詳考(クハシキ)あれば擧つ

廣瀬能河合　考云今も此所を川合村と云り初瀬川の末と
佐保川の流れ合る所なれば川合と云ること著し今は大
和川とて大川と成れるこれなり此所を廣瀬と云るも大
川原なりしゟよりて郡名とありつらむと見ゆる所のさ
まあり

御膳持須流　後釋云この流字いかゝ持を母多須と云ゝ古
の延言の例にてもさすもたせと活用てもたせ
るといふ活用かぬ詞也この格の言何れも須留と活くあと
無し○講義云二義あるべし一ゟいふ御膳持ゝ御食物を有
させ給ひて世に恩頼を蒙らせ給ふ由なり一には御膳神
とまし〳〵て天照大御神に奉らせ給ふその御靈を世ゟ
あまねく幸ひ給ふ由かり云々神代紀ゟ葦原中國有二保食
神一と見えたる其神ゝ此若宇迦能賣命の別名あること先
師等の考の如くなるか私記ゟ宇氣者食之義也言是保ヨ持
食物神也と注せるゝ右の保食神の段ゟ云々自レ口出矣と

ある文意を能く得さる説なり

若宇加能賣命登御名者白弖　考云古事記に伊邪那美神の御子和久産巣日神其子豐宇氣毗賣神まさ外宮の度會に坐す登由氣神とあるも此御事なるべし氣と加へ同しければなり又神代紀一書に飢時（ウヱマセル）生兒倉稻魂命また保食神を軻遇突智命の子てふ事もあり如此傳へのさま〳〵なるへ古の種々の傳のまゝなり凡此神の御功もて御名とせるを共に穀物食の類を知り保ち玉ふ事の均しければ皆同し大神の荒魂和魂などの由と見ゆめり○講義云御名に神の御所業を悉に盡せる故に其御名を彰はし申すこと上なき稱辭となるなり○今按に此神の異名のこと古史徵に委し披見るべし又考に氣と加へ同しとあるは委しらかぜ此へ宇氣の宇を略（キ）て氣（ケ）といひ其氣を加と轉せるなりそへ記傳に云れたるが如し又荒魂和魂とあるも穩からぜ凡て加茂翁の荒魂和魂のことへ當り難き由も記傳に詳なり事長ければ今へすべて略けり又若といふこと諸説詳ならぜこへ須勢理毘賣を出雲風土記に若須世理比賣とある類の稱辭なるべし

此皇神御前　後釋云此といふ事いかゞ○講義云此廣瀨皇神の前といふ義なれば難なし但今本にへ御前とあるそれもさる事なれども此詞風神祭詞ともに御字無ければ行なり本朝月令に皇神前とあるぞ反りて正しくおぼゆる

王臣等乎爲使弖　考云天武天皇四年癸未には甲戌朔にて十日に當る

遣二小紫美濃王小錦下佐伯連廣足一祠二風神一于龍田立野一遣二小
錦中間人連大盖大山中曾禰連韓大一祭二大忌神一於廣瀬河曲一
とありて持統天皇まで凡絶えぎ其紀よき四月七月御使
のことゝあれど使の名ゝ略けり云々四時祭式には大忌
祭風神祭差二王臣五位以上各一人一神祇官六位以下各一人一
充レ使と見えたり
辭竟奉久　講義云風神祭詞に稱辭竟奉爾とあるやまさる
らむされば久ゝ爾の誤なるべし
神主祝部等聞食止宣　考云こは初の宣なり使の中臣神
前にて唱れども神主等に宣聞かしめ其レ等して神よ申さ
せらるゝ由なり故神主等稱唯をさて稱唯畢て次文を唱
るなり

五色物　考云四時祭式よ絶一丈八尺絲二絢綿五兩五色薄
絶各一丈五尺倭文三尺云々とあるをこの明妙云々と云
より下へかけて見るよ五色の物ゝ右の五色の絶なり或
說に神寶の五色と云ゝ當らぎ
盾矛御馬　考云右同式よ楯鉄鞍の三色あり鉄ゝ鉾の料か
るよと下に見ゆ○講義云崇神天皇紀九年以二黑盾黑矛一祭二
大坂神一とある大坂神ゝ此祭につきて祭らるゝ山口神な
るを思ふよ此廣瀬龍田神も此時よ喩ありて如此盾矛御
馬をも添て奉らるゝなるべし四時祭式よ鞍をいひて馬
を云ざるゝ寮御馬かとにゝかくて當日の用のみよ其國
司より出せるからむ
和稻荒稻　考云和稻ゝ米かり荒稻ゝ穎ながらあるをいふ

其頴の籾をすり去てうるもしく成たるを爾古といふ

毛乃和支物　考云鳥なり

毛乃荒支物　考云獸なり○後釋云この和支荒支廣支狹支の四の支字ハ後人の加へさるか假令本より有とも非事なりこハ必ぜにで物あら物ひろ物さものと云ハむこそ雅言と聞えたれ支といふべき言のさまに非ぜ○講義云一種の詞にして義に於て異無し

皇神前爾白賜倍止宣　講義云御使の王臣より預り奉り來つる幣帛を奉らるゝ狀を神主より皇神に申せとなり

皇神御心　講義云次なる風神祭詞にも皇神能御心爾平久聞食豆と見ゆ是に依て御心爾と訓つくべし

皇御孫命能長御膳能遠御膳登　講義云今本遠御膳乃とあれども祈年風神大嘗などに登止の辭を書けバ乃ハ正しく止の草書より誤れること著けれバ考の本に改められたるに依りつされど登字を書れたるハ宜しからぜ

赤丹穗云々　講義云御刀代乎始豆に續きたるハ足はぬに似たれども此ハ皇神に先奉らせ給ひて天皇は其殘りを聞食す御義にて古語拾遺に神物官物未ニ分別一とある上古の遺制なり考に云々といはれたるは此古義を得知られざる說なれは據に足らぜ○今按に考に此所に脫文ありとて字を補ハれされど講義の說にて聞えざるにあらねば取らぜ

御刀代　後釋云御年代なりと或人の云る宜し年ハ稻にて神の御稻を作る田なり○講義云紀に神田と書たるをもて見れバ御刀ハ御所にてその神社の地につきて封田を

定らるゝ由からむか代〻田地の事あり御紀ゟ頃を志呂と訓み万葉八ゟ五百代小田。姓氏錄ゟ輕地三十代といふこと見え常ゟも苗代あどいふそれあり

親王等王臣等　考云おの〳〵**封戸**の**田地**を云ふ○**皇子**を**親王**二世以下をおほきみと分てるゝ大寶令の頃よりの事也○後釋云皇御孫命能長御膳能といふより**王臣**等と云ふまでの**文**ミたりがゝしく入まどりて調はゞ○今按ゟ講義ゟ**王**字下ゟ等字を加へて諸本ゟ落たるを本朝月令ゟあるに從ひて**加**つと云べり誠ゟ此字あるを佳とゞを

公民　講義云記傳に大御寶といふ義あり又公民とゝ奴婢に對へて良人をいふ稱ゟて古書に多く見ゆ云々必しも奴婢ゟ對へねども唯天下公民など云ゝ民といふ義也拠

民といふゝ下さまの賤しき者ゟ**限**れる**如**くなれども**然**ゟは**非**ゞ天皇の御上よりゝ貴人をもおしなべて稱ふ事なり

取作奥都御歳者　後釋云此七字除去て宜し**此言**爰に在ていいと〳〵**拙**し○講義云祈年詞に皇神等の**依奉**牟**奥津**御年乎云々あどあると全同意の續あり故こゝにも皇神乃御刀代乎始豆云々と云り上ゟ云る**如**く**此詞**をいふを**皇**御孫命の料**給**ふ御**縣**の事を聞かせたるを思ふべし

引居　講義云引ゝ持運ふ事をいふ云々奉るより前ゟ先つ**其社**の**庭上**ゟ持運ひ居るを云

打積置豆　講義云千稻八千稻ゟ**引居**たる稻を汁とし頴としてゝ神の御前ゟ積み置くことの多かるを云り鈴屋翁の

引居豆と云て又打積置豆と云るいと拙しと云れたるは居と置とを混同に思僻られしまして依り難し

秋祭爾奉牟　考云今四月の祭を云ふ也その七月ん此等の詞を換ふべし

倭國能六御縣爾坐皇神等　考云六の御縣ん既ま出ッ山口の神社も同しく出たれどそは宮材により爰は田地ま依ッさる祭也かくてこの祭と竜田祭まん同し御縣の刀禰男女集へりされど龍田ん風神祭なれば他の神等ん祭らぜ爰ん水の祭り故に六の山まもて水あるまつけて殊ま祭らるまかり○講義云此ん廣瀬大忌祭ま属て御縣六座山口十四座の神等を祭添らるゝまて依て山口ッ神に言別て申し給ふ詞なるがその御縣神に申ぜ詞かくして山口神の詞のみあるをもて脱たるかと思ふま然らぜ御縣ッ神は祈年ッ詞に注せる如く御食津神まもて此廣瀬大忌神と同神まおんせるが彼ん疏菜の事を主として祭らるまま依て其詞も殊まあるを此ん稲穀の事を主として祈らるゝことゆゑに其趣意ま於てん大忌神に申させ給ふま異ることなきを以て其詞ん此大瀬祭詞を相通ひして用ひ給ふまてあるべきかと思ふま然らぜこん御縣山口神と一つま連ねたる辭分かり四時祭式大忌祭條ま是日以ニ御縣六座山口十四座一合祭其幣物ッ云々共用ニ社料一云々とあるをもて見れバ其御縣山口神ともに廣瀬社まて饗し祭らるゝなり共用ニ社料一とあれバ當日廣瀬まて祭られ其幣帛ん六つ御縣の刀禰ま屬て其本社ま奉らるゝ事と聞えさり○六御縣

乃の乃字ハ及字にて山口の上に在つる字なりけむを誤て乃假部として小書にせるなり六御縣は御縣六座にて高市葛木十市志貴山邊曾布以上六座也御縣ハ御園といふに同きを以今京以來ハ園神と申て祝ふこと內膳式に見えたるが如し園韓神とハ異なり思ひ混ふ可らず扨此詞に皇神等の敷坐山々の自口狹久那多利爾下賜水平まで山口神の御功德に拘り次に甘水止受豆天下公民乃取作云々ハ御縣神の御所業なるを錯綜する古文の妙なる所なりと雖六御縣のとある乃字を及字とせざれバ此にも彼にも滯る所出來て事實に叶はず式文に合はず○山口に坐ハ四時祭式に山口十四座とあるこれなり祈年に見えたる六座の外ハ吉野巨勢加茂當麻大坂膽駒都祁養布の八座にて云々右の神々ハ大忌祭につきて廣瀨の社にて祀らるゝあと爾毋の詞にて聞えさりさて其幣物ハ各社々に別ち納めらるゝあと祈年祭を神祇官にてものし其幣物を頒ち行ハれたる各諸社の禰宜神主祝部等の受賜ハりて持下りて其社に納めて祭を行ふに異ならず

狹久那多利爾　考云大祓詞に高山之末短山之末與利佐久奈太理爾落多支と云るに同し○後釋云佐ハ例の眞にて眞下垂なり川水の山より落るさまを云り扨然水の落る處を久良とも多雨とも云ふ久良ハ久那多爾ハ多理にて共に久那多利より出たる名なり

下賜水　講義云山口神の佐久那多利より降し給ふ也これ

より彼祈年詞に云る水分神の分配さまふなり崇神天皇九年四月墨坂神大坂神に盾矛を奉て祭らせ給ふは祈年穀の御事にて所謂水分神山口神なれバ今も其例に因准て水分神をまそ祭らせ給ふべきに此には御縣神を祭らせ給ふハ水分神の水を分配さまふ事ハ畢竟山口神の山々より佐久那多利に下し給ふ上の作用なるに因て此にてハ山口神に祈り申さるゝか其山口神ハ水分神に其事を令レ成たまふが故に別に祭られざるハ主宰たる神を祭れば其支屬の神ハ從ふて共に其祭を受給ふこと常例なればなり山口神ハ水源の神水分神ハ流末の神なるを思ふべし

甘水登受而　考云令の大忌祭の義解に欲レ令下山谷水變成二甘水一浸二潤苗稼一得中其全稔上故有二此祭一といふに均し受而ハ田の受るなり○講義云甘水ハ下なる荒水の對なり甘美の謂に非ず和熟する由也物の麁なるを和熟せしむるをウマスと云ふなと此語例なり

荒水　講義云こは暴雨霖雨洪水の事をいふなり

汝命　講義云記傳に續紀宣命に奈賀命聞食書紀武内宿禰の歌に大雀命を指て汝命とも詠り後世にハ汝ハ卑しめさる稱なれど上代には尊む人をも云り故命ともいへるなり

刀禰男女　考云刀禰ハ舍人と書ケり公の守リする人をまべて舍人といふなりしを後世にハ貴賤ともに公に仕奉る事あるものをすべいふ事と成りて里長坊長などをしも刀禰と云りこゝの御縣の刀禰ハ坊令より里長までを云ひ

此男女ハ百姓をすべいふあらむ○西宮抄裡書ヨ大節には大夫を稱ニ刀禰一小節ヨハ侍從禰如ニ儀式一云々と見ゆ其節會によりて唱ふる例ハ異なれど先ハ官職ある人をは貴賤ともにいふ事知るべし或説に六位以下を云といふは委しからず○講義云刀禰ハ處主にて戸母を男女に依て其禰の易る也戸母ハ女ヨ限る事いふも更なるを刀禰ハ打任せてハ男の稱なるを女刀禰と云へバ女乃稱ともなれるなり故此に刀禰男女と云るなり扨こゝヨ刀禰と云ハ倭國六縣の縣主より始て其所々の里長を云あり

○考云此六の御縣ハ祈年祭ヨ出さる高市葛木十市志貴山邊曾布の六郡也かくて妥ヨ山口坐神と申すハ高市飛鳥十市石上長谷又高市畝火又十市耳梨あること同式にあり扨

郡鄕ハ同しきも御縣の社と山口社ハ各異なり又四時祭式の此大忌祭の條に是日以ニ御縣六座山口十四座一合祭大忌祭ふ合祭る也此御縣六坐ハ右の高市より曾布までの六あり山口ハ四時祭式ヨハ飛鳥石寸忍坂長谷畝火耳梨夜支布添上郡伊古麻平群郡巨勢山口神社巨勢ハ葛上郡なり吉野吉野郡都祁山邊郡十四座也此祈年祭の祝詞ヨ出たる外ハ後ヨ加へられしなるべし○今按ヨ後釋ヨこの一段を難めら(トカ)れたれど講義の説に據れバ通(キコ)へさるヨあらねば今彼説を記し出ぜ

○

龍田風神祭　考云神名式ヨ大和國平群郡龍田ニ坐天御柱國御柱神社二座並名神大月次新嘗龍田比古龍田比賣神社二座と見

えたり是則龍田山の東西の麓立野といふ所に坐ぬ今もこゝを立野村と云り其立野のもりの水垣の内に大なる社二つあり是比古神比賣神也その大社の東に小社あり是は後ゟ齋へるゟや知難し○今法隆寺の所ゟ宜しき社二つあり是を龍田の本宮ぞと云ひなせゐ例の僞なり爰ゟ立野の御旅所なること今も然り云々立野ゟその法隆寺より南方へ今道二町ばかりわり木深くしてものふりたる社なり○後釋云此龍田神を崇神天皇の御世ゟ祭り給へる事別てゐ見えざれども古事記彼御段ゟ定ヨ奉天神地祇之社ニ又於ニ宇陀墨坂神ニ祭ニ赤色盾矛ニ於ニ大坂神ニ祭ニ黑色盾矛ニ又於ニ坂之御尾神及河瀨神ニ悉無ニ遺忘ニ以奉ニ幣帛ニ也と見えあれば風神祭も此内ゟ在

けむこと論なし○講義云此御社の廣瀨大忌神と共に崇神天皇の九年四月ゟ祀始られさるからんといふ證ゟ記傳に御紀九年云々祭ニ墨坂大坂神ニと見えたると此祝詞とを合せて水分神墨坂神山口神大坂神を祭り給へる事を徵されさるか尚思ふに此時必ゟ廣瀨大忌神をも此度ゟ祭られたるべし然るゐ山口神ゐ大忌神ゟ屬て祭らせ給ふ神ゟ坐せゟ其支神を祭られて本神を遺さるべき故無けれはかりかくて天武天皇紀以降の書ゟ大忌風神二祭の二にして一なるが如く記されたるゟ上古より此二神共に同時ゟ祭り來れる例に因准れたる事炳然なれバ竜田風神も同ト祭始さる事紛かきが上に紀ゟ夢有ニ神人ニ云々とあると此詞ゟ志貴島爾大八島國知志云々とあると同

事あるを思合すれバ紀ゟは此度に大忌風神を祭られたるを記漏されたるものなり云々先ゟハ大忌風神ともゟ天社國社の中ゟ含て七年十一月の事ならむと思ひしかとも尚熟(ヨク)思ふゟ此詞の中ゟ皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須誰神曾天下公民乃作々物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉止宇氣比給支とあるは正しく御紀七月の下ゟ定二天社國社及神地神戸一とある其事を云るなれば其より後ならでハ叶ひ難し然らばかばかりの大事の御紀ゟ其面影ばかりも絶て無るべき理あらざれバ上ゟ云る如く九月三月ゟ大御夢に悟し奉り給ひし事ありて同四月ゟ其始祭ありけること更ゟ疑なかるべきものなりかし

龍田　講義云龍田ハ大和國平群郡ゟて立野村の邊の總名也云々

志貴島爾　考云崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮をいふ○崇神天皇紀二云三年秋九月遷二都於磯城一是謂二瑞籬宮一○古事記云御眞木入日子印恵命坐二師木水垣宮一治二天下一也○記傳云師木ハ和名抄ゟ大和國城上之岐乃城下之岐乃加美之毛とある是也此宮ハ在二三輪村一東南志紀御縣神社一西一と大和志に云りいかさまゟも此あさりゟぞ在けむ○又云島とハ凡ても津島と云も本孝安天皇の都の名にて大和の内の地名應神天皇の都も輕島明宮と云類也云々此も秋津島宮輕島宮あどの例の如く師木の地なるを師木島とハ云かり

大八島國　考云日本を總て大八島といふ事古事記より出○
今按ずるに日本紀等にも見えたり
五穀　考云古事記に大宜津比賣神死まして於二目一生二稻種一
於二耳一生レ粟於レ鼻生二小豆一於レ陰生レ麥於レ尻生二大豆一と云これ五
つの穀なり○今按ずるに日本紀にも項化ヨ又牛馬一鼈上生レ粟眉
上生レ蠶眼中生レ稗腹中生レ稻陰生二麥及大豆小豆一とあり此に
依て思ふに稻粟麥稗豆をや五穀とおすべき
草乃片葉爾至万旦　考云大祓詞に草の垣葉と書ゝ訓を知
らせ爰に片葉と有は義を以也さて片葉に至までと云ふ
て万乃物皆傷盡せるを知らせたり○講義云五穀より始
めて菓樹菜蔬をも遺さず總たるより大祓詞などに云る
草の垣葉と此と同物ながら此なるゝ人の陸田に作れる
菜蔬等を云るにて彼は自然生の野草の類にて別の事也
不在　講義云崇神天皇紀に天下大に疫疾の行はれしを以
ても風神の御守薄かりしを思ふべし不在ゝ風神の御祟
にて成し給はざるにあらず其御祭を物し給ゝさりける
故に自然成らざりし也然れどもそゝ神の遙に遠さけ給
ひて御德を施し給ゝさりしなれば實に不レ在といふべ
きなり
歳眞尼久　考云年々そこなはぬ間無也萬葉に間無を麻禰
久と讀り○後釋云幾年も重ること也萬葉に多き詞にて
ミな度しげく重なるを云り無間の意にゝ非ぎ
百能物知人　後釋云多くの物知人といふことにて百ゝ物
知人の數を云る也○今按に物如人ゝ太兆（フトコニ）のト事をもて

神の御心を伺ひ知る人をいふ由史傳に委し其説長けれは引出す

ト事　今按ふにかはち太兆のト事なり

出本神乃御心者　講義云此出本をト事に出むと上より續けて見るゝ惡かり此ゝ見はるゝ神の御心と云意かれば神の上ふ冠らせて心得べきかり神の御心とゝゝト事ふ依て發覺る其即神の思はす所なるが故ふ云り御心とも御所爲と云に異ならぬ

此神止白世止云々　講義云百の物知人等の思慮定たるにト事を以其應へりや應はすや令ニ卜合一むるふ太兆の占形ふ出る所を明し白せとかり貢給支ゝ天皇の詔敕以仰給へる也

此乎物知人等乃云々　講義云此乎ゝ上を承て云る也ト止母ゝ雖ニ卜相一にて物知人等の其思慮る所を以徴を神ふ取て其事を決定とそと雖といふ義かり

忘事無久遺事無久　講義云忘事無ゝ天神地祇を漏さぬことを云こゝ其祭祀の欠典なきを云かり

思志行波須乎　後釋云こゝ訓むべきまゝふ委しく書たるかれば字のまゝにオモホシオコナハスヲと訓むべし是古言なり古言ふミソナハスといふそれをも古事記書紀續紀かどに看行と書て是も見し行ゝすと云ことの約りさるかり

誰神曾　講義云神等を天社國社と稱辭竟奉らせ給ひ遺漏る事ゝ非ドと思ほし行ゝを物を誰神そと句を斷たるに

大に咎めたる由を曾の詞より て聞せたり御紀七年の下に
時得二神語一隨レ教祭祀然於レ事無レ驗とある文を今此に置て考
ふべし
作々物　講義云五穀を始めて草の片葉より至るまでを漏さ
ずゝる故に作々物と云り只作物と云とゝ別なり
宇氣比　考云誓をも云りこゝゝ祈を云○講義云宇
氣比ゝ徴を我に取り信を神より試むるを云り然れば宇氣
比ゝ受合あるべし○今按より誓約また祈かどを訓めり此
等の字義を合せて心得べし猶委しく古史傳に見えたり
相都々　講義云大忌詞にゝ不二相賜一とありそゝゝ祈りて未然
を禦く詞あるが故かり此ゝ當昔凶年の打續きたる所以
を神の示し給ふ御言ある故より相都々と云へり都々と云に一向に

神の御守護あらざりしことを見えたり
天乃御柱命國乃御柱命
考云神代紀に生二日神一云々授以二
天上之事一故以二天柱一擧レ於二天上一也この天柱すなわち伊邪那
故命の御息より て風神なりとある由ゝ此風神を天御柱國
御柱神と申す又同一書より伊奘諾尊曰我所レ生之國唯有二朝
霧一而薫滿之哉乃吹撥之氣爲レ神号曰二級長戸邊命一亦曰二級長
津彦命一是風神也といひ萬葉に龍田彦勤此花乎風爾莫落
とて次の歌に風莫吹登打越而名二貧有一杜爾風祭爲奈と有
なとを合せて知るべし○今按に神代紀より以二天柱一擧レ於二天
上一也とある天柱ゝ風神にあらず同紀にまた化二竪天柱一と
ある是なり又天御柱國御柱と申すゝ風ゝ天地間を通ひ
持つ故の御名かることなど古史傳に詳なり披見るべし

朝日乃日向處　考云紀に是國也直向二日出方一故号二其國一曰二日向一也この如く立野ゝ龍田山の東の麓かれバ日向處といふ古けしきのよきをほむるまゝ日影もて云り實に此ゟ及ぶ物何かあるべき○今按に記ゟ朝日直刺國また歌に朝日の日照宮と見え大神宮儀式帳ゟ朝日來向國といひ萬葉二に朝日照佐太の岡邊また旦日照島之御門などあり

夕日乃日隱處乃　考云まゝの夕日ゝその山の西ゟ隱るればけしきに取べからねど文の爲まゝいふのミ○記傳云日隱處ゝめづべきゟ非れども唯朝日を主として其對ゟ詞の文ゟ云るのミなり○講義云記の歌に夕日の日かげる宮とあるに依て訓べし同書ゟ夕日之日照國ともある如く西方の遠く打晴て夕日影の永く刺入るまで見畢て其宮内ゟ沒るが如くなる處を云なり○今按に記の歌も此文と少か異なるべくおぼゆ

立野乃小野云々　講義云右の朝日の日向處夕日の日隱處の吉處を吾宮處として宮柱と定奉りてといふ義也○立野乃の乃字諸本に爾に誤れるを考ゟ乃と改められたゝ然ることあるに付て數本を挾合るゟ本朝月令に引けるに立野乃小野爾とあり云々小野ゝ立野の地形を美て云り地名に非ぞ

辭教悟奉處　講義云立田の立野の小野にとあるその所也さて辭ゝ事なり事とゝ宮柱を定め幣帛を奉る等概略也

宮柱定奉氐　講義云令鎭坐奉と云ゟ同し

禰辭竟奉爾　後釋云禰辭竟奉りは王臣等を遣せと云ふなり考に爾を止と改めてマツラクと訓れたるハ非なり

○講義云幣帛を賚して參向ふ事を云なり

禰辭竟奉久止皇神乃前爾云々　講義云禰辭竟奉久ハ皇御孫命より神ゟ申させ給ふ詞ゟて祝詞なり皇神乃前爾白賜事乎より以下ハ祝詞を兼たる宣命也

比古神爾　考云古事記ゟ生二風神一名志那都比古神とある是也又神代紀ゟ吹撥之氣化爲(ニナレル)神号曰二級長戸邊命一亦曰二級長津彦命一是風神也といふ此二書互ゟ一神落たるものなり今此祝詞にて彦神姫神おはをること著けれバ二書とも補ふべし云々

比賣神爾云々　講義云他社の例多くハ比古神ゟのミ奉られて比賣神の御服までにハ悉く反はざるゟ此社へハさと比賣神の御し給はむ料ゟ調(トヽノ)進ることを如此いふなり考ゟ明妙云々五色物までの言を略きて御服備ふと云ありと云れしかど然らず

金乃麻笥　考云苧をうみて入る器なり

金槌　考云大神宮式ゟ金銅多々利二基高各一尺一寸六分土居徑三寸六分これを令義解ゟ線柱と書しを思ふゟ三寸六分四方の物を下居としてそれに高一尺一寸六分ある柱を立たるのミ和名抄ゟハ洛栄を多々利と訓り字ハ異なれど物ハ同し○講義云槌ハ柱を懸る物なり多々利とハ立柱と云ことゟて柱をかくる料に柱を立たるを云なり

金能桙　考云大神宮式に金銅加世比二枚長各九寸六分手長五寸八分萬葉にをとめらが績麻繫といふ鹿背之山とよみ續日本後紀に山城國相樂郡桙と書しなど合せ見よ桙は績麻をかくる物とは聞ゆ云々今田舍女の繆車に懸さる糸を篗へ卷取をかそふといひ然せし糸をかそひ苧といひ其糸を煑る粘水ををがせのりと云然らばかの篗の糸を引かくる物を桙と云べし云々○講義云桙は篗の糸を引がくる物也古語拾遺に以麻柄作桙とあるも同物なり

明妙照妙云々　考云此十二字今本こゝに有は誤にて加りし物なり○講義云上に姫神御服備とある目を記せるなり考に云々非事なり

和稻荒稻　考云和稻は米と爲たるをいひ荒稻は穗なからある穎を云

皇神乃成幸賜者　講義云賜者は多麻波婆と將然にいふ語なりされば大忌祭此祭ともに四月の時も然も訓むべきを七月の度は秋なれば多麻閉婆と訓附て既然ことゝして上下の文に其用意するに非れば通難きに似されば何とせば其說に合へからとむ此を思ひ此を惟ふに秋祭は七月の祭を云に非ぜそは新嘗祭を云るなれば此詞も四月七月ともに多麻波婆と訓む方宜しきなり然るは伊勢大神宮の神嘗御祭を九月に仕奉らせ給ふ上ならでは諸神に其年の稻穀を奉らせ給はむ事理に於て有べからぜ且七月に出來れる早稻を奉らせ給ふこと全に物に見えざればなり但四時祭式に米酒各一石五斗稻五束と見え

たるハ四月七月ともに奉るにて詞に御酒波云々和稻荒稻とあるを云にて初穗の事ならざるを思ふべし

初穗者　講義云新嘗祭に奠らせ給ふ所の供御を云り

秋祭爾奉牟止　講義云新嘗祭をいふ也新嘗は十一月の祭なれば秋祭とは云べからず大神宮の九月神嘗祭の如きをこそ秋祭とは云へけれと思ふもあるべけれど古始大元考ふ云る如く新嘗と雖舊像は九月なりつるは大神宮の神嘗を九月に物爲させ給ふか故に自餘諸神の神嘗及皇孫命の聞食す新嘗ともに十一月ふは成れりしさるハ當年の秋に至て熟める也心を平にして思ふべし

新稻を以奠る由なるを以秋祭とは云るにて時節の秋を云よりは初穗者云々といふ事の重きをもて察ふべし初穗者云々の例ハ既に祈年祭などにもありつるが其下に云如く其等ハ十一月新嘗祭を以初穗を奠らせ給ふを云ど同きを以知べし若然らぜとせば何時とかせむ且七月祭ならむには早稻といへども未だ穗にハ出ざるべし其餘の時に初穗を奉られし由も見えざれバ右の祈年祭にいへる初穗に例して秋祭の新嘗なることを明らむへきなり云々七月の度も祭神料物ハ四時祭式に載する所四月に少も異なきは初穗を奉る祭は別なる證也

王卿等百官能人等　考云此御使に王臣五位以上と式に在は四位五位の事にて三位に例なし爰に卿と書しは後に書違へし成べし比上文にも他にも皆臣とあるなり○百官の人等と能の辭あるにて其官の中なる人といふ事なるし○講義云四時祭式に差王臣五位以上各一人神祇官六位以上各一人充使とある是なり○今按に卿字はたゞ臣と同し意に書るなるべし必すしも三位以上を卿とい

ふに拘はるべからぜ又百官能とあるをいもれたるも拘(カヽ)泥(ハヽル)に似たり他の詞に百官人とのみあるも能を添へて訓むべければなり

倭國六縣云々　考云同日の朝廣瀨龍田の御使ハ別に至て祭らるゝなれば同(シ)六縣の人々も分れて二所へ參り集ふなるべし○講義云考に云々といはれたるハさも聞ゆれど熟(ツラ〳〵)考るに敕使の分れて參らるゝこと所見なければ信難し然れば事の次を以て思ふに御使の人等及國司以下の人々先に廣瀨神を祭りて後に龍田に參向せらるゝにてあるべきなり然れども六縣の刀禰男女ハ豫(カネ)て二社に分れ居て其事に預り仕奉るなるべし

被賜(豆)　後釋云タマハリテと訓(ム)べし幣帛をバ取るを云(ヘ)り凡てタマハルと云ハ受る方に付て云ことなる故に古書にハ多く被賜と書りそを唯賜と書るハ畧也○講義云宇豆乃幣帛を受賜はるを云なり

奉(禮登)宣命(平)云々　講義云こハ宣命の結句也祝詞は爰なる奉(禮)までなり

○

平野祭　考云神名式に山城國葛野郡平野(ニ)坐神社四座(並名神大月次新嘗)と見えたり此四座の一は今木二ハ久度三ハ古開四ハ比賣神におはする事即ち祝詞に見ゆさてこの社の始の事は廢帝いまた大炊王と聞えて奈良の田村におはしたるを天平寶字元年四月皇太子に立玉ひさり其田村におはします今木大神を天皇と聞え奉りて殊に崇ミ坐し

を後ゟ桓武天皇平安城へ遷し奉りて崇み奉り給へるかるべし久度古開の二社も田村ゟおはせしが異所なれど由ありて同ゝく遷し奉れ玉へるか未たよく知らぎ延暦元年十二月の紀ゟ田村後宮今木大神叙二従四位上一と有は未た平野へ遷し奉らぬ時かり類聚三代格ゟ正一位平野社地云々右社預従五位下卜部平麿解状偁謹検二舊記一延暦年中立二件社一之日點二定四至一奏聞既訖云々これゟ延暦に遷し奉りしは見えたれど其年月は知られぎ此格は貞觀格なり貞觀元年平野今木神従一位とあり神位は延暦元年ゟ今木は従四位上と其後一位と同紀に見ゆ（本は従五位下也）これより度々進め玉ひて貞觀元年に今木は従一位久度古開は従三位比賣神は従四位下同年の末ゟ今木も正一位ゟ階有て後は平野は總て正一位を參らせられしかるべし○祭も太政官式ゟ平野祭四月十一月上申參議以上赴集或皇太子親進二奉幣一事見二儀式一又同式に平野祭は桓武天皇後王改如レ爲レ臣者亦同及大枝氏和氏並預二見參一この祭式は貞觀儀式に委し披見べしかくて光仁天皇の御嗣ゟて桓武天皇の御後諸王諸臣まで是を氏の神と齋ひ給ふ由は上ゟ云が如し大江和氏等の見參ゟ預る由は如何ある事か知らぎ延暦八年紀ゟ皇大后（今上御母公也）姓和氏贈正一位乙繼之女也毋贈從一位大枝朝臣直妹后先出自二百濟一武寧王之子純陀太子と見ゆ光仁天皇の后ゟおはせば后も御氏神の如くし給ふ故か又此大江和氏の本居の神ゟや有けむ右の式ゟ及大江氏云々と有も王氏から

ぬ由と見えたり○此祭も貞觀に始められしと或物に書しは疑ありまつ貞觀紀に元年十一月九日平野春日祭如レ常とありて其次に梅宮大原野かども如レ常とあり此上は總て平野祭のこと見えぬ然れば天安二年四月より始られしを其事紀に落たるか（天安二年六月貞觀と改む）さらば同年四月より始りしを同十一月に如レ常と云んもいさゝか覺束無し西宮抄の四月四日廣瀬龍田祭廢務の事の裡書に貞觀元年四月四日同祭當二平野祭一云々とあり此言この時始られしとも聞えぬ猶少し前より始しや考ふべし○講義云當社四月十一月上申日祭禮の事は本朝月令より弘仁官式云凡四月十一月上申祭大臣若參議以上赴進或皇太子親進奉幣とあれば桓武天皇の御世よりの例にて此頃の常と

聞えさり然るに廿二社註式より第五十六代清和天皇貞觀元年十一月九日始祭レと見えて公事根源も其説あり但注式の或説より延暦年中始テ被レ行とも弘仁年中被レ行とも仁壽九年十月被レ行レ之とも有て何レ是とも雖今此を考るより眞より延暦中に始めて行はれけるよりして次々より行はれけむを偶弘仁仁壽の度より有しか物より見えさるを此或説は擧たるならむか此等を合て思ふより彼貞觀元年より儀式も何も調ひ定れる者なるを云なるべし類聚三代格より載る延暦廿五年五月の太政官符中被の條に平野祭の事出されば既に其頃より祭れりしこと有なりけり云々

天皇我大命云々　講義云今本に世字を落せるを本朝月令

に有に從て補ふ○今按に誠に此字あるべし無くても必
ぜ訓添ふべきなり猶此言は春日祭の下に出たり
今木與里云々　考云既に擧し如く田村後宮今木大神とあ
れば此今木は奈良の今木を指すなり日本紀に見ゆる高
市郡の今木に非ぜ扨光仁天皇次に桓武天皇もその今木
の社を崇みたまひ來し始めの事をあかすなり○講義云
今木は神名なり田村よりと云はでは聞えぜ田村は記傳
四十四に姓氏錄に奈良京田村里續紀十八に藤原朝臣仲麻呂田村第また廿に田
村宮卅七に田村後宮などあるも此地なりとある地なるべしと云れたる如く
なれば桓武天皇の御代に其地より遷し給へらむには田
村よりとこそ云べけれ今木よりとは宣ふまゞき理なり
此に因て思ふに石上大神を古く今木神ども申せしには

非るか其大神を祀ひ奉れ物部氏の支族に今木連と云が
あるも其大神に仕奉る由緒に依て稱る姓なるまと上に
云る如なれば今云此說は下に引を見るべし今木の地名は元來石上邊
にて呼來れる小字なりけむを田村宮にして其天神を勸
請る時に今木より云々とは申給ひつらむを今京に遷せ
る時にも其儘に用ゐたりつらむとおべゆるなり云々○
今木神は神名式に大和國山邊郡石上坐布留御魂神社大月
次新嘗相嘗とある此社にます布都主劍大神に坐す云々天皇
本紀また天孫本紀に磐余彥尊都橿原宮初即皇位号曰元
年云々宇麻志麻治命先獻天璽亦堅神盾以齋矣謂五十櫛
亦云今木繞於布都主劍大神奉齋殿內云々とある是ぞ今
木の據なるこれより次々宇麻志麻治命の子孫其業を傳

て石上大神宮の事を掌り併て天下の物部を率て仕奉れりし故に其氏族に今木氏あり姓氏錄山城天神に今木連神饒速日命七世孫大賣布連之後也と見えたる云々○今木は齋木にて五十櫛も齋串にて太玉串また天玉櫛といふと同物にて神代紀に所謂神籬なるものなり然れば今木は神籬なれば何社に祀れるをも然云べきを石上大神に限りて今木大神とも稱せる所以は云々今木を刺繞らして齋奉られし事いとまくも更なり總ての事餘社とも甚く異なりける故に今木大神とも稱し又石上の地に今木といふ字も出來し物なりけり此詞に今木より仕奉來とある地名なるに思合すべきものなり云々もし然らずは田村後宮今木坐大神とか何とか記されずては今木より云々といふ事の聞え難きを思ふべし云々天平寶字元年四月大炊王を皇太子に立給ふ時の紀文に先是大納言仲麿招大炊王居於田村第とありて是より後に大炊王の宮と成れしなるが其時に孝謙天皇の御世にして宮中にてに專ら佛を信ド給ふ時節なりしかば石上大神を宮中に勸請て今木を刺立て齋給ふ神事などに怠らせ給ひ云々大炊王の皇太子にて渡らせ給ふ時に己命の御爲に時々に齋奉給ひけむを大神の御喩坐て田村宮には鎭坐せこと丶成つらむ儀式或江次第ともに平野祭に皇太子の參赴給ふこと其謂ありとおぼえたり然るを光仁天皇の是を傳領し給へるか彼いはゆる田村後宮今木大神也とおぼえさり○今按に講義の說もいと長きを今も唯少かばかり引けり猶文も前後せる所多きを委

しく知らんと思ふ人も本書を見るべし爰には予が心よ
信る條を摘出さるのみかり又此神の事に就ては近藤芳
樹の説あるをそれ下より引出て云ふを見るべし久度古開
も是より倣へ

仕奉來流　講義云今木の地に鎭坐る御靈を分けてその本
所より齋奉る任より祀奉る意也式に平野祭神四座とある如
く今木の本宮に坐を神を平野より祭らるゝ事かり此は
式に春日祭神四座とあると此二ツを除きても餘社に例な
きおとなり云々式より山城國乙訓郡自二玉手一祭來酒解神社
とある祭來より同し心はへより解けは了二知らるゝなり自二今
木一祭來皇大神とつゞけて味ふべき也

皇大御神　講義云こは打任せては天照大御神より限りて申
せる事かりしを文法の頽れたるものかり云々

天能御蔭云々　考云御蔭とても隱坐といふ例なるをこれ
と御魂鎭の文には畧けり古言いつまでも略かす云ゝ
てゝ言足はぬものなるをや○今按より後世とかりて古の
さまの違ひゆくまゝより如レ斯る類の事も次々出來たるか
り

神主部　講義云神主ゝ此祭より臨て殊に任されたる也（但本朝月令ゟ引るにゝ此なるも久度古開なるも神主を祠宜に作れりさる本もありけるゟや）儀式より神主二人とあれども何人とも知難し若くゝ其日早旦儀式より下部二人云々とありて是より後の行事より下部のなきを以見れば其神主と云ゝト部の事なりけり但四時祭式ゟゝ次神主中臣二人とあり此方宜きより似たり（加茂翁は此神主には主典を

用ゐらるべし主典公文を讀ミ申ス例なればなりと云れたれど然にはあらぜ

神財波　講義云衣笠までに係れり此所にて暫く句を切て心得べし鈴屋大人は衣笠の下に爾字落たるべしと云れされど然に非ぜ久度古開詞にも爾字あるおとなく既に春日祭詞にも貢流神寶者御鏡御横刀御弓御桙御馬爾備奉とあるも神寶の語は御桙までに係り御馬へは續かざるを思ふべし○今按に一本に爾字ありといへりそれ若シ正しくは後釋の說に從ふべし然れど無き例あれば講義に依りてあるもよきなり

衣笠　考云衣笠は蓋なりそのさま儀制令延喜式などに見ゆきぬの色は右の文に依レば伊勢大神宮と同ドく紫か天皇の御蓋も紫なること式に見えたり○今按に和名抄に華蓋和名岐沼加散とあり

明多閉照多閉　今按照多閉三字今本落さり出雲本に林本貞享本に在りと云り本朝月令に引るには明妙照妙和妙荒妙とあり考にも補はれたり必ぜ有べきものなり

置高成　後釋云古言めきて聞ゆる詞也○講義云如横山より照應には置足より今一際まさりて思ゆ云々考に例も見えず言も略に過て聞ゆもし文字の誤りか云々大なる誤なり

又申久云々天皇我朝廷爾　講義云我字は本朝月令に從へり考に此字を加へて例以補ふと云はれたるは月令を見られざりしなり朝廷爾の爾を月令には乎とあり此にても聞ゆ

伊夜高爾云々　考云王臣の官位彌益に高く氏族も彌廣く

なり元正天皇紀の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾とあるは天皇の御稜威の彌高(タカ)く御食國彌廣にして聊か異なり○講義云考に云々と云れつるはさる事なれど月令には天皇我朝廷乎とあり然る時は此詔の如く天皇朝廷を彌高く彌廣く立榮奉らしめ給へと云ふことになりて王臣の上の事ならぜ王臣の仕奉て御徳をなし奉ることになるなり○今按にこは何れにても通(キコ)ゆるなりされど春日祭にはこの彌高爾彌廣爾の言無く直(タヾ)に伊加志云々と續きたるをおもふに猶爾字にて考の説の如くなるべくや又中臣壽詞にも天皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留倍支云々とありて王臣へかけたるをも思ふべし

齋藤藏書

祝詞略解二之巻終

明治十五年六月五日出版御届

編輯人　東京府士族　久保季茲　四谷區四谷須賀町三十二番地

出版人　同　平田胤雄　本所區柳島横川町十一番地